

令和6年1月4日

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金における車両の復旧に係る取扱いについて

本補助金において補助対象とする車両の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、補助事業の実施に当たっては注意してください。

記

1 補助の対象とすることができる車両

被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いており、事業内容に適した車種であること

(1) 「被災前に所有していたこと」とは

道路運送車両法による自動車登録に係る所有者(車検証の所有者)であること。

(2) 「業務用のみに用いていたこと」とは

事業用のみで資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをい、次の要件を総合的に勘案して、適正と認められること。

- ア 車体に企業名、屋号等が明示されていること。
- イ 運行記録、業務日報などで業務の用に供していたことを確認できること
- ウ 自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること
- エ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を
保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること
- オ その他の書類で業務用に使用されていたことを確認できること

注) 業務以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外となります。

2 車両を入替（購入）する場合の取扱い及び手続き

(1) 被災車両の処分に当たり収入があった場合

- 被災車両の引取りに際し車両の対価(スクラップ、部品取り等)の支払いがあった場合については、「復旧に要する費用」及び「補助対象経費」からその金額を差し引きます。
- なお、中古市場に出回るもの（下取り）は、修理可能と判断されるため入替による復旧はできません。

(2) 被災車両の入替に際しての手続き

- 被災車両を入替により復旧する場合は、販売店や修理工場などから修理不能であることの確認を受け、修理不能設備等一覧表(様式第2号(別紙2))に確認先の情報を記入してください。
- 被災車両について永久抹消登録の手続きを行ってください。

(3) 入替に当たっての同等品の判断について

- 本補助金では、車両の入替に当たっては、被災した車両と同程度の水準以下で復旧が対象となりますが、審査に当たっては、車両の排気量、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に判断します。
- 被災車両と入替車両が同等性能であることを販売店などから確認を受け、修理不能設備等一覧表(様式第2号(別紙2))に確認先の情報を記入してください。
- 同程度の水準と判断できない場合は、購入費用そのものが補助の対象外となりますので注意してください。

注1) 被災車両が著しく古い場合、現在同等のものが販売されていないなどの場合は、現在調達可能で業務上必要な最低限の車両への入替とすることができます。

注2) 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない、等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、「修理不能設備等一覧表(様式第2号(別紙2))」により同程度の水準と確認された場合は補助対象とします。

(4) 入替車両の調達について

- 車両の入替に当たっては、被災前の資産を復旧することから、もともと新車で調達したものは入替時に新車でも中古車でもかまいません。
- なお、被災前に中古で調達したものについては、原則中古での復旧となります。

(5) 入替後の車両について

- 入替後の車両については、事業用としてのみ資産計上され、次に掲げる要件を複数以上満たすものを原則とします。
 - ア 車体に企業名、屋号等が明示されること
 - イ 運行記録、業務日報の記録が行われること
 - ウ 自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること
 - エ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「業務使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入すること

(6) 入れ替え車両の装備品について

- 入替を行う場合の車両の装備品については、被災車両に装備されており業務上必須なものについてのみ補助対象とします(書面等で被災前の車両に装備されていたことが確認できる場合に限る)。
- 入替調達時に、被災時に付属していなかった装備品を取り付けて調達することは機能向上となることから補助対象外となります。

注) 補助金額の確定後に装備品を装備することについて制限はありません(当該車両の機能を低下させるものを除く)。

3 その他

(1) 車両入替時の補助対象とならない経費

車両の入替の際の補助対象経費は、車両本体価格のみで、自動車取得税、重量税及び登録費用など法定費用は補助対象外となります。

(2) 車両入替時の見積書について

2者以上からの相見積を徴取し、最も価格が安い業者を採用することを原則とします。

(3) 自動車修理工場などの、いわゆる「代車」について

- 本補助金において、商品は補助対象となりません。
- そのため、代車を補助対象とする場合、過去に代車を商品として販売していないことが条件となります。
- なお、交付決定後に代車の売却が判明した場合には、当該車両に係る補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還をしていただくこととなりますのでご注意ください。

(4) ローン・割賦販売により調達した車両について

- 資産台帳に計上されており、契約上、修繕義務を有しているリース資産が被災し、修繕できない理由が認められた場合には購入（入替）が可能です。
- 車両を購入（入替）する場合、支払い方法は一括購入のみが対象となり、リース等の割賦購入での入替は認められません。
- ただし、交付申請時点で、既にリース契約で車両を入替済の場合、リース契約を解除し、繰上げ返済を行って自己所有の設備として資産計上する場合には対象となります。（解約時までには支払ったリース料、違約金、手数料等は対象となりません）